

次の介護保険被保険者証は、無効につき公告します。

平成17年6月20日

京都市北区長 坪内 俊明

被 保 険 者 番 号	交 付 年 月 日
10000-74037	平成16年 4月13日
10001-21762	平成17年 3月29日
10001-32652	平成12年 3月 1日
10001-35317	平成17年 1月20日
10002-00137	平成17年 2月15日
10000-79192	平成12年 3月 1日
10031-90244	平成17年 3月31日
10000-29296	平成17年 3月22日
10000-25997	平成12年 3月 1日
10000-03358	平成16年12月21日
10000-87948	平成17年 2月23日
10000-10551	平成12年 3月 1日
10000-27548	平成12年 3月 1日
10023-61358	平成12年 7月13日
10034-05337	平成17年 4月 1日
10001-59267	平成16年10月19日

被 保 険 者 番 号	交 付 年 月 日
5 0 0 0 0 - 4 0 5 7 5	平成15年 6月19日
1 0 0 0 2 - 0 1 5 5 6	平成12年 3月 1日
5 0 0 0 1 - 0 1 0 2 1	平成17年 3月15日

(北区役所福祉部福祉介護課)

公 告

道路運送法第35条に基づき、市バス事業の「管理の受委託」を行うに当たり、受託者の応募条件を満たす事業者に対し、説明会を次のとおり開催します。

平成17年6月20日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

- 1 日 時 平成17年6月24日（金） 午後2時から
- 2 場 所 京都市交通局厚生会館4階 会議室
- 3 内 容 委託予定営業所
梅津営業所（一部） [右京区西院笠目町]
西賀茂営業所（一部） [北区西賀茂山ノ森]

4 受託者の応募条件

(1) 事業者資格

道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者及び道路運送法第21条の乗合許可を受けた事業者とする。

(2) 法令違反

事業者が既に一般旅客自動車運送事業を行っている場合に当たっては、次のアからウのすべてに該当しない者とする。

区分	行政処分	行政処分後の服喪期間
ア	50日車以下の処分	3箇月間
イ	50日車を超え190日車以下の処分	6箇月間
ウ	190日車を超えた処分	1年間

(3) 地域性

京都市内に一般バス路線（定期観光バス及び高速バスを除く。）を有する者とする。

(4) 事業者の善良性

直近2年間国税（法人税及び消費税）及び市内に事業所等がある場合は、市税（法人市民税及び固定資産税）を滞納していない者とする。

(5) 受託労組の合意

管理の受委託に関し、労働組合の合意が得られる者（京都市交通局の制服の着用、車内マイクの使用及び乗車券の車内販売を含む。）とする。

（交通局自動車部営業課）